



添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年3月25日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)  
のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	機材計画
対象国及び類似地域	トルクメニスタン及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

トルクメニスタン共和国（以下、トルクメニスタン）は、1991年のソビエト社会主義共和国連邦からの独立以降、社会経済発展を遂げ、乳幼児死亡率の削減や平均寿命の伸長がみられた一方、高齢化の進行などに伴い、非感染性疾患（Non-communicable diseases: NCDs）による死亡率が約76%を占めている（出典：世界保健機構（以下WHO）。）その中でも死因者数が最も多いのが心血管疾患であり、全体の死因の半数を占めている他、約20%の国民が心血管疾患に罹患する高いリスクがあるとされている。生活習慣病に関連する喫煙が主な要因であり、心血管疾患を含む循環器系疾患や、呼吸器疾患の罹患率数が高くなっている（出典：トルクメニスタン保健省）。

かかる状況に鑑み、トルクメニスタン政府は2012年にWHOが策定したヨーロッパにおける政策的枠組み「Health 2020」の実現に向け、2013年に「非感染性疾患対策におけるアシガバード宣言」をWHOと共同で発出しており、非感染性疾患の予防や治療に係る国の体制構築に向けた投資を確保していくことを宣

言している（出典:WHO）。さらにこれまでトルクメニスタン政府はWHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の実施に向けた国家プログラム（2017年-2021年）を策定・実施してきた他、2018年に新たに「アルコールによる健康被害の予防に向けた国家プログラム（2018-2024年）」等を策定しており、非感染性疾患における予防や治療の強化に向けた取り組み推進している（出典:トルクメニスタン外務省）。

一方で、非感染性疾患の中でも最も疾病負荷の高い、心血管疾患の治療・診断については、機材・施設未整備や、医療従事者の治療・診断技術の欠如により、医療サービスへのアクセスが制限されている状況である。

首都アシガバット市に位置し、国の中核病院である「心臓病科学及び診療センター病院（以下、CRCCH）」は、上記の保健課題に対応するため、「心血管疾患予防国家戦略 2011-2030」に基づき、2014年に350床の病棟を新築した。しかし、年々増加傾向にあるCT検査件数に対し、既存CT装置は老朽化により、適切に機能していない。また、関連機材の故障から、疾患の詳細を確認するための造影検査が実施できていない状況であり、こうした老朽化や故障への対応は緊急性を要している。さらに、トルクメニスタンでは診療放射線技師が育成されておらず、画像検査や読影は放射線科医師が担っているが、CT検査の運用技術や画像診断機材の予防的維持管理における知識が十分でなく適切な運用・維持管理がされていない。また医師の画像診断能力が十分でないことも課題になっている。加えて、トルクメニスタンは造山運動の影響を受ける地震リスクの高い地域であるため、度々大地震が発生しており、そうした災害時における医療サービスの提供や、特に地方において医療機材の未整備が課題であることから、巡回診療サービス提供体制の強化が求められている。

上記背景を踏まえ、トルクメニスタン政府より、首都アシガバード市に位置し、国の中核病院である「心臓病科学及び診療センター病院」を対象に、心血管疾患の画像診断に必要な環境の整備、CT装置を活用した画像診断能力の強化、地域移動診療体制の整備を行うことにより、心血管疾患の画像診断能力の向上を図り、もって心血管疾患の対応能力の強化を目的とした技術協力プロジェクトの実施が要請された。

今回実施する詳細計画策定調査では、計画枠組み及び実施体制等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書の署名・交換を行うものである。本業務従事者は、技術協力プロジェクトの成果を得るために必要かつ最適な機材内容・規模につき計画を行い、当該機材の導入及び運営・維持管理に必要な技術支援の内容や相手国負担事項の内容等を提案することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、機材計画の策定に必要な情報（ニーズ、調達手続き、運営維持管理体制等）を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）準備業務（2024年4月上旬～2024年4月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握する。加えて、対象国の非感染性疾患（特に心血管疾患）における現状や課題、それに対する政策や先方政府の取り組み等の概況、加えて対象医療機関の規模や提供する医療サービス、医療機材、運営維持管理部門の有無等の基礎情報について、「トルクメニスタン国心血管疾患診断能力強化に係る情報収集・確認調査」の報告書含む既存資料のレビューや質問紙の活用等を基に取り纏める。また、他国における巡回医療サービス用機材・施設の導入・利用状況について、情報収集し、想定される留意点等を予め整理する。

#### ア) トルクメニスタンの保健セクター開発計画、政策、制度

- ・保健セクター開発計画
- ・非感染性疾患対策の計画
- ・保健人材育成計画
- ・中央政府と地方政府との役割分担

#### イ) トルクメニスタンの保健医療体制の状況

- ・公的病院の数
- ・リファラル体制の状況（キャッチメントエリア、連携状況等）
- ・専門病院の内容、数（非感染性疾患）
- ・医療機材の整備状況（保有機材、保守管理状況等）
- ・保健行政（機関名、役割等）
- ・保健医療人材の状況（保健医療人材（医師、看護・助産師、保健師等）の種類、教育環境等）
- ・予算状況（国家予算、州予算の配分状況）

#### ウ) トルクメニスタンの保健セクターの疾病状況

- ・ 疾病構造（非感染性疾患、外傷、母子保健、感染症）
- ・ 疾患別死亡率
- ・ 疾患別罹患率

#### エ) 対象医療施設(CRCCH)の体制

- ・ 医療サービス提供体制(病床数、診療科目等)
- ・ 組織・人員体制
- ・ 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- ・ 医療サービス提供状況及び技術水準
- ・ 医療機材の運営管理体制

②トルクメニスタン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、官団員と内容が重複しないよう適宜調整し、官団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

③調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

#### (2) 現地業務（2024年4月下旬～2024年5月中旬）

① JICA人間開発部、東・中央アジア部等との打合せに参加する。

② トルクメニスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、特に以下のア)～サ)について情報を収集・整理し、現状・課題を把握・分析したうえで、技術協力プロジェクトの成果を得るために必要かつ最適な機材内容・規模につき計画を行い、当該機材の導入及び運営・維持管理に必要な技術支援の内容や相手国負担事項の内容等を提案する

#### ア) 案件内容の検討

上述の背景から、本事業では、CRCCHを対象に心血管疾患の画像診断に必要な環境の整備、CT 装置を活用した画像診断能力の強化を図る想定である。加えて、災害時や医療機材の未整備が特に課題である地方への巡回

診療サービスの活用も念頭におき、医療コンテナ車の整備のニーズがあがっているが、これまでの災害時の保健医療サービス提供実績を踏まえた活用の可能性、巡回診療サービスに係る計画（人員体制、予算措置等含む）、巡回診療サービスに係るニーズ、インフラ整備状況等を踏まえ、地域移動診療体制の整備に係る機材内容や活動について検討する。

## イ) 目標及び指標の設定

ア) で整理した必要性・妥当性を踏まえ、上位目標は「CRCCH の心血管疾患の対応能力が強化される。」、プロジェクト目標は「CRCCH における、心血管疾患の画像診断能力が向上する。」を想定されている。指標としては、保健省との協議の結果、以下が想定されているが、詳細計画策定調査の結果を踏まえて、適切な指標を選定する。

(目標及び指標の案)

### 1) 上位目標:

CRCCH の心血管疾患の対応能力が強化される。

評価指標：外来及び入院の心疾患患者数が増加する。

### 2) プロジェクト目標:

CRCCH における、心血管疾患の画像診断能力が向上する。

評価指標：放射線科の画像検査件数が増加する。

### 3) 成果:

成果 1: CRCCH に対し、心血管疾患の画像診断に必要な環境が整備される。

評価指標 1: 供与した機材が良好に稼働している。(年間稼働日数 XXX 日)

成果 2: CRCCH の CT 装置を活用した画像診断能力が強化される。

評価指標 2-1: CT 検査件数が増加する。

評価指標 2-2: CT の造影検査件数が増加する。

成果 3: CRCCH の CT コンテナ車を活用した地域移動診療体制が整備される。

評価指標 3: 地域移動診療の試行回数 (X 回)

## ウ) 実施体制

要請書では、実施機関はCRCCHとなっているが、機材の調達、人員配置、機材の運営維持管理、巡回診療サービスの提供等における保健省との役割分担も確認する。日本側の体制については、放射線技師などの機材維持管理指導の専門家を1名、放射線医師の専門家を1名（予算次第で、業務調整に必要であれば+1名）派遣予定。派遣専門家による技術協力を実施する期間としては、凡そ1年間を想定し、業務実施契約にて、1~3カ月の短期渡航をシャトル型で行う予定であるが、詳細計画策定調査にて、画像診断・運営維持管理における技術的課題を確認の上、最終的に確定する。

また、事業実施中、特に円滑な機材納入に当たって現地で必要となる支援体制についても検討する。

## エ) 機材調達に係る情報収集

直近でJICAのスキームを通じてトルクメニスタンに医療機材を調達した事例はなく、免税、通関、同国への輸入規制制度、医療機材等の輸入許可や医療機材や車両の登録にかかる手続き（担当機関や手順、所要期間等）について、情報を収集する必要がある。可能であれば、ノンプロ無償で医療機材の調達の経験を有する大使館及び調達代理機関であったUNOPS（国連プロジェクトサービス機関）から事前に情報収集したうえで、更なる不明点を保健省に確認し、現地の事情に合致した機材の仕様等を検討するほか、免税・輸入通関等の手続きの円滑な実施を相手国政府に要請し、合意を取り付ける。また今後JICSに機材調達を依頼するにあたり、必要に応じて、基礎情報収集・確認調査を通じて作成した技術仕様書を更新する。

## オ) 機材内容の確認

整備する機材としては、X線CT撮影装置、CT専用造影システム、冠動脈CT検査専用心電計、点滴台、救急カート、画像処理ワークステーション、PACS等の構成品を含むCT搭載型医療コンテナ車となっている。一方で調査を実施したのは1年以上前であるため、改めて先方のニーズを確認する。特にCT撮影装置については、既存のCT撮影装置の更新にするか、新規で設置する場合においても、医療コンテナに搭載する形にするのか、もしくは

院内にスペースを確保するかにつき、調査を通じて改めてニーズを確認する。

#### カ) 機材設置場所の検討

既存病院のスペースはすべて有効に使われており、新たな CT 撮影装置を設置する余地は基本的になく、院内での設置が容易であることと、(1)に記載の巡回診療での活用も想定されることから、先方は医療コンテナ車に搭載した形での設置を希望している。CT搭載型医療コンテナ車の機材設置場所について、基礎情報収集・確認調査を通じて病院側と協議したところ、以下の図が示す場所が適切という結論に至っている。選定理由として、医療従事者及び利用者の観点から、①緊急で使用する手術室や総合受付に近いこと、②緊急搬送及び受入時に救急車が候補地に駐車できるスペースがあること、③入口には車椅子やストレッチャーが移動可能なバリアフリーが設置されていること、④放射線科とのアクセスが良いことが挙げられている。一方で、重症患者が病院内外を移動することは容易ではなく、緊急性の高い心筋梗塞の患者の検査・治療は時間との勝負であることを踏まえ、病院内の既存のCT撮影装置の更新を図るか、CT撮影室に隣接する講義室に新規で設置するか、そのうえで、追加のモバイル型CT撮影装置を医療コンテナに設置する可能性についても検討する。尚、合わせて建築工事に必要な許認可についても確認する。



図1 医療コンテナ車の設置候補地

#### キ) CT撮影装置の画像診断技術の向上

トルクメニスタンでは診療放射線技師が育成されておらず、画像検査や

読影を放射線医師が担っており、CRCCHでは放射線医師4名のうち、1名がCT検査の担当である。基礎情報収集・確認調査では、CT搭載型医療コンテナ車の導入に伴い、CRCCHとトルクメニスタン保健省でCT検査を担当する放射線医師をさらに2名増員する計画であるとのことである。一方で、他の診療部が満足するようなCT画像を提供できていない等、CT検査の運用技術に課題がみられており、また離職等のリスクも想定される。したがって、調査を通じて、改めて画像診断技術レベル及び実施体制について確認すると共に、本事業における研修内容・対象者、そして院内での人材育成体制の構築等を含めた、持続的な運営維持管理体制の構築のために必要な活動・方策について検討する。

#### ク) 持続的な運営維持管理体制の構築

院内には医療機材管理技士は配属されておらず、病院自体での機材使用者の保守管理（日常点検、定期点検、トラブルシューティング等）を含めた予防的維持管理体制は構築されていない。そのため、トルクメニスタン保健省が管轄する医療機器センターが医療機材の維持管理を行っているが、医療機器センターのエンジニアの巡回頻度は年に1-2回程度であり、CT装置等の高度な画像診断機器は、場合によっては病院が直接、現地医療機器代理店やメーカーにメンテナンスを依頼している（尚、現在アシガバード市にも数件、日本製のCT撮影装置が導入されており、現地代理店が対応している）。特にトルクメニスタンで幅広いシェアを獲得しているドイツ社メーカーのCT等の画像診断機材は、メンテナンスを請け負った代理店のサービス体制、エンジニアの技術的な問題等により、修理まで多くの時間を要している状況である。そのため、整備したCT撮影装置が持続的に活用されるような、運営維持管理に係る研修内容・対象者、そして院内の持続的な運営維持管理体制の構築のために必要な活動・方策について検討する。

#### ケ) アフターサービスの検討

現在院内にあるCT撮影装置は、スペアパーツ供給やメンテナンス等のアフターサービスの問題により、2016年から造影検査を実施していない。したがって、本事業において、既存装置の修理・再活用の可能性や保守契約

の導入について検討が必要である。基礎情報収集・確認調査では、3年間、定期的なメンテナンス及びスペアパーツ交換が迅速に対応可能なアフターサービスのパッケージを導入することが望ましいと確認されている。病院側が事業実施中・完了後の消耗品やスペアパーツ交換、保守契約を継続するための予算を確保する必要性を踏まえ、病院の自己収入が十分に充てられるかどうか、及び政府からの補助金制交付の有無も含めて調査で確認する。必要に応じて運営維持管理における予算管理について、研修内容に含めることを検討する。

### コ) 相手国負担事項

相手国側負担事項（電源及び水道の整備、免税・輸入通関手続き、運用・維持管理人員の配置、維持費用の確保、技術協力ではカバーしきれない保守契約、専門家の執務スペース確保等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、合意する。

### サ) 他ドナーとの連携可能性

WHOが当該国における非感染性疾患の情報を収集・分析を確認すべく、ステップワイズサーベイランスアプローチ(STEPS)調査を2018年度に実施している。また、2020年には保健人材開発における5年間の国家行動計画の策定支援等、政策レベルでの支援を実施している。また、国際連合プロジェクトサービス機関（以下、UNOPS）は、2020年度我が国無償資金協力（外務省実施）「トルクメニスタンに対する医療機材供与を通じた保健システム強化のための支援」（UNOPS連携）により医療機器の調達を実施し、トルクメニスタン全国各地50以上の医療機関に、可動式レントゲン装置、人工呼吸器、最新型超音波検査機、気管支鏡検査機等を供与している。これら他ドナーの活動について詳細を確認するとともに、本事業との連携可能性を模索する。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICA人間開発部、東・中央アジア部等に報告する。

### （3）整理業務（2024年5月下旬～2024年6月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

2024年6月7日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.htm>  
↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、人間開発部より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・ 車両関係費

・ 傭人費

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 4 月 28 日～5 月 15 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 技術参与 (JICA)

ウ) 協力企画/評価分析 (JICA)

エ) 機材計画 (本コンサルタント)

③ 便宜供与

ア) 空港送迎 なし

イ) 宿舎手配 なし

ただし、官団員の滞在予定の宿泊施設については、情報提供予定。

ウ) 車両借り上げ なし

ただし、JICA の先行案件で契約実績のあるレンタカー会社の紹介は可能。

加えて、官団員渡航後は官団員が備上する車両に同乗可能。

エ) 通訳備上 なし

ただし、JICA の先行案件で契約実績のある通訳会社の紹介は可能。

オ) 現地日程のアレンジ なし

ただし、官団員渡航後は官団員のアレンジした調査に同行する。

カ) 執務スペースの提供 なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チームから配付しますので、[hmge2@jica.go.jp](mailto:hmge2@jica.go.jp)宛にご連絡ください。

・業務完了報告書(トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力強化に係る 情報収集・確認調査)

・現地調査結果報告書(トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力強化に係る 情報収集・確認調査「機材計画」)

・現地調査結果報告書(トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力強化に係る 情報収集・確認調査「建築計画」)

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 配付依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在トルクメニスタン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同大使館と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同大使館と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上